

「不当な働きかけ」の例示

職員に対して行われる「不当な働きかけ」としては、競争入札への参加又は不参加に関する要求行為、非公開又は公開前における予定価格等に関する情報漏洩要求行為が例示されていますが、その他の要求行為等も含めて、具体的に次のような行為が想定されていますので、参考にしてください。（あくまでも一例に過ぎません）

① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

- 例) 特定の事業者等が入札に参加できるよう、分割発注の実施や予定価格の引き下げ等を行うよう要求する行為
- 例) 特定の事業者等が入札に参加できるよう、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為

② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為

- 例) 特定の事業者等と随意契約できるよう、分割発注等を行うよう要求する行為
- 例) 特定の事業者等と契約するように発注担当職員に対して強要する行為

③ 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査制度の調査基準価格（これらを推測できる金額を含む。）に関する情報漏洩要求行為

- 例) 特定の事業者等から予定価格を推測できる金額を示唆する（又は、ほのめかす）よう要求する行為
- 例) 東北地方整備局以外の職員（先輩等）が予定価格を推測できる金額を教示するよう口利きする行為

④ 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為

- 例) 入札参加者名を公表前に教示するよう要求する行為
- 例) 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう要求する行為
- 例) 入札参加者又はJVの組み合わせについて教示するよう要求する行為

⑤ その他事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

- 例) 特定の事業者等に対して有利な又は不利益な取扱いを要求する行為
- 例) 秘密とされている情報や資料を、特定の事業者等に対して漏洩するよう要求する行為
- 例) 入札に先だって提出される技術提案書等の資料に関し、事前に意見、確認又は受領を要求する行為（正式の手続きによるものを除く。）
- 例) 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
- 例) 資材調達又は物品納入等に係る業者選定等に対する働きかけを要求する行為
- 例) 変更協議において、不当な便宜をはかることを要求する行為
- 例) 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

参考Q&A

Q 報告、注意の対象となる入札案件に関する依頼（不当な働きかけ）とは、
どのようなものを指すのか。

A 担当職員に対して、次に掲げることを求める行為で、発注事務の適正な
執行を妨げるおそれがある行為をいう。

- ① 法令等に違反する行為
- ② 職務上知ることのできた秘密の開示
- ③ 職務遂行上、特定事業者に対する有利又は不利な取り扱い

Q 報告、注意の対象となる入札案件に関する依頼（不当な働きかけ）は、
面会時に行われたものに限られるのか。

A 働きかけが、面会、応接の際に行われる場合はもちろん、発注事務の適
正な執行を妨げるおそれがあれば、電話、郵送、メール、ファクス等の方
法で行われた場合を除外すべきでなく、報告、嚴重注意の取り扱いを行う
必要がある。

Q 「不当な働きかけ」に該当するか否かの判断に迷うようなケースはどうす
ればよいか。

A 判断に迷うケースとして考えられるのは、入札参加予定者から「他の入札
参加業者は教えてもらえるのですか？」と聞かれた場合である。「他の入札
参加業者を教えて欲しい。」と言われれば不当な働きかけに該当すると考え
られるが、質問にすぎないもの、また、単に事実や手続の確認であることが
明らかなもの、不当な働きかけには該当しないものとして取り扱う。

職員から断られてすぐ撤回したような場合なども判断が難しいが、いずれ
にしても、様々なケースが想定されるため、マニュアルに事例を網羅するこ
とは不可能。判断に迷ったら、上司や発注者綱紀保持担当者に相談されたい。

Q 第1項に基づき、当該働きかけが記録、公開される旨を伝えた段階で、相
手が「申し訳なかった。今回の話はなかったことにしてください。」と謝罪
の言葉があった場合でも、報告は必要か。

A 職員は、不当な働きかけがあった事実は、所属長等又は所属部長等又は
所属の担当者に報告する必要がある。

たとえ相手から謝罪の申し出があった場合であっても、報告は必要である。